# 公共施設等LED化事業 募集要項

令和7年11月4日

中能登町

## 目次

1.	
2.	事業内容に関する事項1
3.	民間事業者の募集及び選定に関する事項5
4.	募集に関する手続等6
5.	優先交渉権者の選定11
6.	応募に関する条件12
7.	事業契約に関する事項
8.	事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項14
9.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項15
10.	金融機関等と町との協議
11.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 16

## 1. 募集要項の概要

中能登町(以下「町」という。)は、公共施設等LED化事業(以下「本事業」という。)を、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)、及び、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)」における「ローカル PFI」として実施するため、令和7年10月8」日に公表した「公共施設等LED化事業実施方針」(以下「実施方針」という。)及び実施方針に対する意見・質問を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認め、令和7年11月4日に PFI 法第7条の規定により本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、町が本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本募集要項に添付する要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)は、本募集要項と一体のものとする。なお、募集要項に記載がない場合は、実施方針の規定が適用され、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

## 2. 事業内容に関する事項

- 1) 事業名称 公共施設等LED化事業
- 2) 公共施設の種類等更新・維持管理対象 98施設 19,312台・施設の種類は、別紙-1を参照
- 3) 公共施設の管理者の名称中能登町長 宮下 為幸

#### 4) 事業の目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯及び一般蛍光灯等の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。本町においても、「中能登町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を令和7年3月に改正、令和12(2030)年度における温室効果ガスの排出量を平成28(2016)年度比で55%削減という野心的な目標を掲げ、具体的な取り組みとして、町有公共施設を対象として包括LED化を行うことを目的とした地域活性化型脱炭素事業(ローカルPFI)事業により、省エネルギー化の推進を図ることを挙げてい

る。地域の民間事業者及び住民に具体的で模範的な取組を率先して行うことは、地域全体における温室効果ガス排出量の削減への気運を高める狙いもある。

本事業は、既設照明施設の LED 化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカル PFI」等の主旨に沿った事業とすることにより、中能登町内の地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的とする。また、本事業は令和7年6月に中能登町が表明した2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「中能登町ゼロカーボンシティ表明」に資する事業と位置付けるものである。

#### 5) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI法という。)第8条第1項の規定に基づき町が選定した民間事業者(以下「事業者」という。)が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって遂行する、BTO方式(Build Transfer and Operate)により実施する。また、内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)」における「ローカル PFI」に沿うものとする。

## 6) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

#### ① 調査業務

## ア現地調査

- ・既設照明灯の位置の調査(所在地等設備管理上必要となる各種情報の調査)
- ・既設照明灯の設備の調査(灯具の種類、防犯灯・道路灯の支柱の劣化状況確認等の設備内容調査)
- ・すべての対象施設における石綿(アスベスト)の事前調査および報告 ※石綿(アスベスト)含有が書面及び現地調査で不明の場合の試料採取・分析 が必要となった場合は変更設計により対応

#### イ 電力契約照合等

- ・既設照明灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ・電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合

#### ② 照明灯管理システムの構築・データ更新

ア 照明灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる管理システムの構築 イ 事業期間中に町が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わ るデータのシステムへの反映及び地図データの定期更新等の作業

- ウ 前項により作成された最新の管理システムデータの報告及び納入については、事業期間中、毎年度行うものとする。なお、報告は、電子的媒体(CD-ROM等)でも可とする。
- ③ 設計·施工計画·施工·施工管理業務
  - ア LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理
  - イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理
  - ウ 石綿(アスベスト)に関わる改修が必要となった場合の適切な施工・施工管理 ※事前調査の結果次第であり、必要な経費は変更設計により対応
- ④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務
  - ア 関係諸官庁の指導及び関係法令等を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施すること
  - イ 撤去した設備(灯具本体、グローブ、安定器等)の再利用、撤去品項目ごとの適切な リサイクル方法にもとづき実施すること
  - ウ 石綿(アスベスト)に関わる改修が必要となった場合の適切な廃棄処分 ※事前調査の結果次第であり、必要な経費は変更設計により対応

#### ⑤ 維持管理業務

ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。

- イ 事業者は、照明灯に関する町からの移動連絡(新設・撤去・移設等)を受け付け、これに基づき管理システムデータを更新する。また、アの修繕結果についても同様とする。
- ウ本事業以前に設置した既設の LED 設備についても、管理システムに反映し、契約終了まで同様に維持管理を行う。
- エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前9時から午後5時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。
- オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則3日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は町が負担することとする。
  - (A) 事業者が費用を負担する場合
    - (1) 火災、落雷、破損、雪害・風害、電気的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害
    - (2) 設備の製品としての不具合による故障
  - (B) 町が費用を負担する場合

- (1) 町ないし清掃など町の依頼による作業者の責による損害
- (2) 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
- (3) 戦争・暴動・変乱による損害
- (4) その他、A以外で、事業者の責に因らない損害
- カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については町と協議の上、定める。

## ⑥ 事業検証報告

- ア事業者は、提案により示した光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を町に提示する。
- イ 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度町に報告し、町は 当該報告の内容を確認する。

#### 7) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定するが、事業者の提案による工期の短縮は可能とする。

日程	内容
令和7年11月4日	特定事業の選定・公表
令和7年11月4日	募集公告、募集要項等の公表
令和7年11月6日	募集要項等に関する質問受付期限
令和7年11月7日	募集要項等に関する質問・回答公表
令和7年11月10日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和7年11月11日	資格審査結果の通知
令和7年11月11日	事業提案書等の受付開始
令和7年11月25日	事業提案書等の受付期限
令和7年12月2日	審査
令和7年12月下旬	優先交渉者の決定及び公表
令和7年12月下旬	基本協定書締結
令和8年1月下旬	合意書(仮契約)締結
令和8年2月下旬	本契約締結
契約締結日 ~	整備期間(調査・設計・施工)
令和10年3月末	
令和 10 年 4 月 1 日~	維持管理期間
令和20年3月末	
令和20年3月末	事業終了

## 3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・ 効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅 広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、民間事業者の選定に 当たっては、民間事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、 かつ民間事業者の提案内容が、町が要求する要求水準及び事業目的を満足すること を前提として、公募型プロポーザル方式によって民間事業者を選定する。

#### 2) 参加資格要件

#### ① 参加者の定義

ア 原則、コンソーシアム (複数の事業者の共同体) とする。

- イ コンソーシアムの構成において、中能登町内若しくは石川県内隣接市町に本店また は本社機能を置く事業者を代表者として選定(代表事業者)し、その代表事業者が 町との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ウ 参加表明時は、コンソーシアムの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確 にすること。構成員は代表事業者、構成事業者、協力事業者からなる。
- エ 構成員には、過去5年以内に石川県内公共施設において照明設備関連の受託実績を 有する中能登町内または石川県内に本店または本社機能を置く事業者を1社以上参 画させること。
- オ 基本協定締結後は、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社(SPC) を設立すること。特別目的会社(SPC)の出資者は代表事業者および構成事業者とす る。
- カ 構成事業者のうち、施工役割を担う全者が令和7・8・9 年度中能登町入札参加資格者であることとする。
- キ その他軽微な業務に関する事業者の選定に当たっては、地元事業者を積極的・優先的に選定すること。

#### ② 参加資格要件

- ア構成事業者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項の規定により、 提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者を1者以上 選任すること。また、構成事業者は、建設業法第 26 条に基づき、監理技術者を選 任すること。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 提出日までに納期限の到来した町税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した

国税(所得税又は法人税及び消費税をいう。)を滞納していないこと。

- 工 募集要項の参加表明書提出日(以下「提出日」という。)から本業務の実施者が特定 されるまでの間、「中能登町入札参加者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止 の措置を受けていない者であること。
- オ 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- カ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の 履行が確保される者であること。
- キ 選定委員会の委員が属する組織、事業者又はその組織において関連がある者でない こと。

クプロポーザル参加コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムに参加しない旨 を記載した合意書を取り交わし、提出すること。

#### ③ 参加者の役割

参加者は、各構成事業者及び協力事業者が次の役割を分担するものとする。

- ア 事業役割…町の対応窓口となり契約諸手続を行い、遂行の責を負う。
- イ 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を主に実施すること。
- ウ 施工役割…施工・施工管理に関する業務を主に実施すること。
- エ 維持管理役割…設備の修繕に関する業務を主に実施すること。
- オ その他役割…上記アからエまで以外の、金融、照明等管理システム構築及びデータ更新管理、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証、その他 照明灯設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

#### 4. 募集に関する手続等

1) 募集要項の配布

募集要項は、町のホームページにて公表する。

- 2) 募集要項に対する質問受付・回答 本募集要項及び資料に関する質問の受付・回答は、次のとおりとする。
- ① 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は、以下に示す電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。電子メールの件名は、「公共施設等LED化事業に係る質問書」とすること。

宛先:中能登町 生活環境課

メール: seikatsukankyou@town. nakanoto. ishikawa. jp

② 受付期間

令和7年11月6日(木)午後5時まで【必着】

③ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、令和7年11月7日(金)に町のホームページで公表することとし、個別の回答は行わない。

3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参または郵送する。 なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、 郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

① 受付期間

令和7年11月10日(月)午後5時まで【必着】

② 受付場所

中能登町 生活環境課

〒929-1692 石川県鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地

電話:0767-72-3927

メール: seikatsukankyou@town. nakanoto. ishikawa. jp

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部 (正1部、副1部)提出すること。ウ~コについては、構成員ごとに提出すること。

ア参加表明書(様式第2号)

代表事業者名で作成し、提出すること。

イコンソーシアム構成表 (様式第3号)

応募者の構成事業者又は協力事業者を明らかにし、各々の役割分担(業務役割、設計役割、施工役割、その他役割(分担名を記載のこと。))を明確にすること。なお、構成事業者の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

ウ 法人等役員名簿(様式第4号)

応募者は、その構成事業者又は協力事業者を含む全ての者の役員情報を漏れることなく記載すること。

工 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

才商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたもの。

力 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証

明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の 官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

#### キ財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸 表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

#### ク 事業者概要

- (A) 事業者概要(様式第5号の1)
- (B) 事業者状況表 (様式第5号の2)

#### ケ特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

コ 関連事業実績一覧(様式第6号)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には、PFI事業、ESCO事業や有償の省エネルギー診断を含めることができる。

- (A) 事業件名:契約書上の正確な名称を記載すること。
- (B) 発注者:発注者名を記載すること。
- (C) 受注形態:単独又はグループの別を記載すること。
- (D) 契約金額:消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。(千円単位)
- (E) 契約年月日:契約締結日を記載すること。
- (F) 事業期間:契約始期及び終期を記載すること。
- (G) 施設概要:施設の主な用途、規模を記載すること。
- (H) 対象設備:対象機器を記載すること。
- (I) 事業手法: PFI、ESCO、省エネ診断等を記載すること。
- (J) エネルギー計測・検証の有無:事業で計測・検証有無について記載する。

#### 4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、令和7年11月11日(火)に町から応募者(代表事業者) ヘメールにて通知し、文章は後日郵送する。また、資格が確認された応募者(代表 事業者)には、併せて提案要請書及び以下の配布資料をメール、若しくは郵送す る。

- ① 各施設の既設照明器具の仕様・台数・稼働時間・総合単価一覧データ
- ② その他

## 5) 事業提案書等の受付

提案要請書を通知された応募者は、町が提供する配布資料を基に、提案書を作成 し、持参または郵送する。 なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、 郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

受付期間

令和7年11月25日(月)午後5時まで【必着】

② 受付場所

中能登町 生活環境課

〒929-1692 石川県鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地

電話:0767-72-3927 FAX:0767-72-3929

メール: seikatsukankyou@town. nakanoto. ishikawa. jp

③ 提出書類

提案者は、以下に示す提案提出書類・作成要領によるものとし、A4 縦長ファイルに表紙とインデックスを付けて綴じたものを 6 部(正 1 部、副 5 部)、および提出書類を 1 つのファイルの PDF として電子的媒体(CD-ROM 等)に記録し、提出すること。

ア 提案書提出届 (様式第8号)

イ 提案総括表 (様式第9号の1~第9号の2まで)

提案の全体概要及び全体費用を記載すること。また、LED 化されることによる各施設の光熱費削減額についても算出すること。

- ウ 資金計画表 (様式第10号の1から第10号の3まで)
  - (A) 事業者収支計画書(様式第10号の1) 事業契約期間中の事業者収支(事業者分)について記載すること。(用紙はA3 版横書き)
  - (B) 資金計画書(様式第10号の2) 外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法について記載すること。
  - (C) 整備費等内訳(様式第10号の3) 初期投資に係る費用及び維持管理費を記載の上、内訳を添付すること。
- エ 現地調査及び電力契約の調査に関する提案書(様式第 11 号) 現地調査及び電力契約の調査について記載すること。
- 才 使用機器提案書(様式第12号)

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関する エネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明及び数値的根 拠について記載すること。

カ 施工計画・施工内容等に関する提案書(様式第13号)

施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、地元事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、 既設設備撤去後の処理方法や管理システムの構築について記載すること。

キ維持管理等提案書(様式第14号)

設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサー

ビス水準の向上等の視点、管理システムの管理項目や更新頻度、緊急時の対応、地元事業者の活用方法で工夫している点があれば記載すること。

ク環境への配慮・事業検証報告(様式第15号) 廃棄物の処理方法や分別方法など環境への配慮に関する事項、事業検証報告につい ての測定や検証方法などについて記載すること。

ケ事業の目的及びその他町の状況を考慮した提案書(様式第16号) 本事業を通じて、町内事業者の活用や町内経済効果など、地域にどのような貢献が 出来るか定量的・定性的かつ具体的に示すこと。

#### ④ 作成要領

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きで、原則としてフォントはMS明朝体 11 ポイントで統一すること。ただし、図表等を用いる場合には、この限りではない。

各提案書類には、事業者名、住所、氏名及びロゴマーク等提案者を特定できる表示 を一切付してはならない。

提案書提出届(様式第9号)により提出書類の構成を示した上で各様式の1頁目にインデックスをそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

- ア本募集要項、要求水準書及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。
- イ LED 灯具以外に実施する上で必要な設備追加及び工事が出てきた場合、その都度町 と協議し対応すること。
- ウ 町の計画及び想定するスケジュールに基づき調査、工事等を遂行できること。
- エ 町内経済への貢献度については、具体的な提案を行うこと。
- オ 工事期間内に工事が未完となった場合、照明灯工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- カ 照明灯維持管理計画書を提出し、町の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を 行うこと。維持管理に係る経費は、原則として事業者の負担とする。
- キ その他、本募集要項及び要求水準書に定めることのほか、提案の募集等の実施に当 たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- ク エネルギーに関する換算値
  - CO2 排出量削減の試算にあたっては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO₂排出係数	備考
電気	0.000481 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	電気事業者別排出係数
		R7.8.1 環境省·経済産業省公表
		北陸電力参考値より

## 6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以後の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切 日の前日までに提案辞退届(様式第7号)を1部、中能登町生活環境課に持参又は 郵送(必着)で提出すること。

#### 7) 募集要項等の変更

募集要項等の公表における民間事業者の質問を踏まえ、必要に応じて募集要項等の 内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には、募集要項等の公表と同じ方 法で速やかに公表する。

## 5. 優先交渉権者の選定

#### 1) 優先交渉者の決定方法

優先交渉者決定方法の詳細は、公共施設等 LED 化事業審査基準書による。

#### 2) 選定方法

本事業の優先交渉者選定は、公募型プロポーザル方式により行い、事業者の選定に あたっては、提案の審査を厳正かつ公平に行うため、中能登町公共施設等 LED 化事 業事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)における審議を経て優先交渉 者を選定する。

選定委員は、第三者外部委員を含めた以下の委員をもって構成される。

氏名	所属団体・役職等	
高山 純一	公立小松大学 サスティナブルシステム科学研究科教授	
小田 圭一郎	金沢学院大学 経済学部教授	
池田 正明	中能登町 副町長	
横井 正之	中能登町 参事兼総務課長	

#### 3) 審查方法

選定委員会において提案内容(プレゼンテーションにおける説明等を含む)を総合的に評価、最も評価が高い事業者を最優先交渉者とする。また、2番目に評価が高い事業者を次点交渉者とする。なお、本選定委員会は非公開とし、審査及び選定基準については、別途、提示する。

## 4) 結果の公表

町は、優先交渉者を選定した場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、選

定結果及び審査講評を町のホームページにより公表する。

#### 5) 優先交渉権の無効及び取り消し

町は、選定された優先交渉者が事業契約締結までに、募集要項に定める参加資格を 喪失したときは、優先的交渉権を取り消す場合がある。

#### 6) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、選定事業者が無い、あるいは、いずれの参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

## 6. 応募に関する条件

#### 1) 町の支払いに関する事項

町は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供された委託業務成果品に対し、事業契約書に定める委託業務成果品対価(以下、「委託料」という。)を事業者に対して支払う。町が事業者に支払う委託料は、LED整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

町は、事業者に提供する委託料については、毎年度、1回支払うことを基本とする。なお、物価変動等に著しく上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書によること。

## 2) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

¥3,474,250,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

#### 3) 募集の中止

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむ得ない理由があるときは、募集期限の延期、又は中止することがある。

#### 4) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

## 5) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

#### 6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

## 7) 町からの提出書類の取扱い

町が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、 応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

#### 8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

## 9) 複数の応募者の構成事業者等となることの禁止

応募者の構成事業者は、他の応募者の構成事業者となることはできない。

#### 10) 構成事業者の変更の禁止

応募者の構成事業者の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町との協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りでない。

#### 11) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

#### 12) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

#### 13) PF I 事業に係る財政措置

本事業は、PFI事業に係る地方財政措置の活用を前提としているため、その趣旨 に沿った提案を行うこと。

## 7. 事業契約に関する事項

1) 基本協定の締結

優先交渉者選定後、町と事業者は速やかに基本協定を締結する。

2) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために 100 分の 10 以上を納付することとする。なお、中能登町財務規則第 145 条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

3) 特別目的会社 (SPC) の設立

優先交渉権者は、本事業を遂行するために会社法に定める設立会社として特別目的会社 (SPC) を設立すること。町は優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を実施し、協議内容に基づき、特別目的会社 (SPC) と事業契約を締結するものとする。また、特別目的会社 (SPC) の設立は合意書 (仮契約) 締結までに設立することを要する。

4) 事業契約の締結

町は、優先交渉権者と事業契約に関する協議を行い、合意書(仮契約)を締結する。 なお、この合意書(仮契約)は、町議会の議決を得て本契約となる。

## 8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項

1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書類及び事業契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

- 2) 事業期間中の町と事業者の関わり
- ① 本事業は、事業者の責任において実施される。また、町は適宜、事業実施状況の 確認を行う。
- ② 原則として町は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- ③ 事業の継続性を可能な限り確保する目的で、町は、事業者に資金を提供する金融機関と協議し、直接協定を締結することがある。
- ④ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、町と事業者は誠意を持って協議する。

#### 3) 業務実施状況の報告

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を町に報告し、町の確認

又は承諾を受けなければならない。

#### 4) 事業の実施状況のモニタリング

町は、事業契約書に定められた業務を事業者が確実に遂行し、事業契約書に定める 業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、本事業の安定的継続を確保 するためモニタリングを行う。モニタリングの詳細については要求水準書を参照す ること。

#### 5) 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

## 9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、 現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、町と事業者における適切なリスク分 担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行う モニタリングの実施などが重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業 の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難とな る事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

- 2) 本事業の継続が困難になった場合の措置 本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。
- 3) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合 事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができない か、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、町は、事業者に改善勧告を行 い、改善策の提出・実施を求める。町の改善勧告にもかかわらず改善されない場 合、町は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措 置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、町は事業契約を終了し、 新たに民間事業者の選定を行う。
- 4) 町の事由により本事業の継続が困難になった場合 事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとす

る。この場合、町は事業者が被る損害を賠償する。

5) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合 町及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の 継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な 措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事 業を終了する。

## 10. 金融機関等と町との協議

事業の継続性を確保する目的で、町は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を 行い、直接協定を結ぶことを要する。

## 11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- 1) 法制上及び税制上の措置に関する事項 現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
- 2) 財政上及び金融上の支援に関する事項 現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定していない。
- 3) その他の支援に関する事項 町は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて必要な協力を行う。

## 別紙-1

No No	<b>~ 1</b>	施設名
1	総務課	あすなろ公園
2	総務課	ふるさと交流センター
3	 総務課	防犯灯・道路灯
4		鹿西庁舎車庫 1
5	総務課	鹿西庁舎車庫2
6	総務課	社会福祉センター
7	総務課	梅の里公園
8	企画情報課	能登テキスタイルラボ
9	企画情報課	能登上布会館
10	企画情報課	道の駅織姫の里なかのと
11	企画情報課	古民家みおやの里
12	企画情報課	鹿島小学校西口待合所
13	企画情報課	のと二宮駅 (夢おりもの展示館)
14	企画情報課	金丸駅 (待合室及びギャラリー)
15	企画情報課	ふれあいの水辺公園 (不動滝)
16	企画情報課	碁石ヶ峰トイレ
17	企画情報課	枡形山駐車場トイレ
18	企画情報課	良川駅 (駐輪場)
19	企画情報課	能登部駅
20	住民窓口課	行政サービス庁舎
21	長寿福祉課	老人福祉センターゆうゆう
22	長寿福祉課	高齢者生きがいセンター
23	長寿福祉課	健康ハウス「憩」(生きがいセンター込)
24	長寿福祉課	ふれあい交流館「北部」
25	長寿福祉課	ふれあい交流館「喜楽館」
26	長寿福祉課	小規模多機能施設「ラポールみおや」
27	長寿福祉課	デイサービスセンター「ひまわり」
28	長寿福祉課	老人ふれあいセンター
29	長寿福祉課	高齢者グループホーム「しあわせの里」
30	長寿福祉課	在宅複合施設「ほのぼの」
31	長寿福祉課	デイサービスセンター「いこい」
32	健康保険課	たんぽぽ保育園
33	健康保険課	こすもす保育園
34	健康保険課	つくし保育園

No	管理部署	施設名
35	健康保険課	あおば保育園
36	健康保険課	さくら保育園
37	健康保険課	保健センターすくすく
38	健康保険課	とりや児童館
39	健康保険課	かしま児童館
40	健康保険課	ろくせい児童館
41	健康保険課	かしま放課後児童クラブ
42	土木建設課	旧滝尾小学校体育館
43	土木建設課	黒氏住宅
44	土木建設課	金丸住宅
45	土木建設課	末坂第2住宅
46	土木建設課	春木住宅
47	土木建設課	末坂住宅
48	土木建設課	コーポとりや
49	農林課	農村環境改善センター
50	生活環境課	春木浄水場
51	生活環境課	鳥屋南部浄化センター
52	生活環境課	鳥屋北部浄化センター
53	生活環境課	旧鳥屋西部浄化センター
54	生活環境課	久江配水池
55	生活環境課	在江浄水場
56	生活環境課	鹿島中部クリーンセンター
57	生活環境課	旧鹿島西部クリーンセンター
58	生活環境課	旧鹿島北部クリーンセンター
59	生活環境課	鹿島東部クリーンセンター
60	生活環境課	後山減圧弁室
61	生活環境課	旧鹿西東部浄化センター
62	生活環境課	鹿西中部浄化センター
63	生活環境課	旧鹿西沖馬場浄化センター
64	生活環境課	鹿西後山浄化センター
65	学校教育課	鳥屋小学校(プール込)
66	学校教育課	旧久江小学校
67	学校教育課	鹿西小学校
68	学校教育課	中能登中学校
69	学校教育課	鹿島小学校

No	管理部署	施設名
70	生涯学習課	レクトピアパーク
71	生涯学習課	古墳公園
72	生涯学習課	ふれあいゲートボール場
73	生涯学習課	旧観坊
74	生涯学習課	大宮坊
75	生涯学習課	石動山公衆トイレ
76	生涯学習課	雨宮能登王墓の館
77	生涯学習課	ふるさと創修館
78	生涯学習課	まなびや館
79	生涯学習課	ラピア鹿島
80	生涯学習課	カルチャーセンター飛翔
81	生涯学習課	鳥屋武道館
82	生涯学習課	テニスコートとりや
83	生涯学習課	北部体育センター
84	生涯学習課	中能登運動公園
85	生涯学習課	スポーツセンターろくせい
86	生涯学習課	鹿西体育館
87	生涯学習課	久江体育センター
88	生涯学習課	鳥屋体育館
89	生涯学習課	鹿島弓道場武道館
90	生涯学習課	パークゴルフ場
91	生涯学習課	中能登町野球場
92	生涯学習課	石動山公衆トイレ(ヤ 9-1 旧観坊)
93	生涯学習課	アッピー広場
94	生涯学習課	旧鳥屋相撲場トイレ
95	生涯学習課	鳥屋グラウンド
96	健康保険課	とりや放課後児童クラブ
97	健康保険課	ろくせい放課後児童クラブ
98	生涯学習課	鹿島体育センター